

船橋市児童相談所一時保護所給食運営業務に係る
プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、新設される船橋市児童相談所一時保護所にて生活する児童へ、規則的な食事習慣の獲得と、健全な発育・成長に必要な栄養を含む、安全・安心な食を提供できる事業者を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 業務名

船橋市児童相談所一時保護所給食運営業務

(2) 業務場所

船橋市児童相談所（一時保護所）

(3) 業務内容

別紙「船橋市児童相談所一時保護所給食運営業務仕様書」のとおり

なお、業務内容に記載はないが、企画提案に本業務に有効な内容があった場合には、契約締結時において仕様書に反映させるものとする。ただし、そのことによって、参加申込時に提示された請負金額が変更されることはない。

(4) 業務履行期間

令和8年7月1日から令和11年6月30日まで※

※契約締結日から業務委託始期（令和8年7月1日）までの間に市との打合せ及び必要な事前準備などを行うこと。（この間の費用については、提案限度額に含むものとする。）

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

当該業務は、給食調理・提供のみならず献立作成及び児童への食の指導等の専門性及び技術力を必要とする業務も含まれる。

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、プロポーザル方式により専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け、受託候補者を特定する。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

一時保護所給食運営業務の実績を有する事業者から、広く提案を募る必要があることから公募型とする。

5. 選定スケジュール

No.	項目	日付
1	公募開始	令和7年10月17日（金）
2	質問書の締切	令和7年10月29日（水） 17時まで

3	質問書に対する回答	令和7年11月4日（火）
4	参加申込書の受付締切	令和7年11月10日（月） 17時まで
5	参加資格確認結果通知	令和7年11月13日（木）
6	提案書等の提出締切	令和7年11月26日（水） 17時まで
7	プレゼンテーション（面接審査）	令和7年12月8日（月）
8	審査結果通知	令和7年12月16日（火）

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更される場合がある。

6. 参加資格

参加資格は次に掲げる事項とする。

- (1) 本市の業務委託の競争入札参加資格（令和7年度）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (5) 船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条各号に掲げる者でないこと。
- (6) 参加申込書の提出期限から起算して過去5年間に於いて、児童相談所（一時保護所）、児童福祉施設などの一日3食提供する施設における給食運營業務委託または給食調理業務委託に係る契約を支障なく遂行した実績を有していること。
- (7) 参加申込書の提出期限から起算して過去2年間以内に食中毒等の発生による行政処分（営業停止・営業禁止）を受けたことがないこと。

7. 参加申込方法

- (1) 参加申込書（第1号様式）に必要事項を記入・捺印し、下記書類を添付して提出すること。
 - ・「6. 参加資格（6）」が確認できるもの。（契約書・仕様書等の写し）
- (2) 提出方法は、持参若しくは郵送（書留等送達記録が残る方法に限る）とする。
- (3) 提出先は以下のとおりとする。

〒273-8506 千葉県船橋市北本町1丁目16番55号
船橋市保健福祉センター内 児童相談所開設準備課

- (4) 提出期限は、令和7年11月10日（月）17時必着とする。
- (5) 参加資格の結果通知は、書面により令和7年11月13日に通知する。

8. 提案限度額

¥172,141,200円（消費税及び地方消費税を含む）

- ※1 この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。
- ※2 提案限度額を超えて提案することはできない。なお、この提案限度額を超えて提案を行った場合は失格とする。

9. 選定

本プロポーザルについては、評価委員会が総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

10. 提案方法等

ア 質問について

(1) 質問

- ① 質問は、質問票（指定様式）に記入のうえ、電子メールで事務局あてに送付すること。

Mail jidosodan@city.funabashi.lg.jp

※評価等に影響をおよぼす恐れがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受け付けない

- ② 質問期間は、令和7年10月17日（金）から令和7年10月29日（水）17時までとする。

(2) 質問への回答

- ① 期限内に受信した質問に係る回答については、本市ホームページ上に質問者名を伏せたうえで掲載する。なお、回答に対する再質問は原則受け付けない。
- ② 回答日は、令和7年11月4日（火）とする。

イ 提出書類について

(1) 提出書類

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

- ① 提案書（様式任意）
- ② 見積書（様式任意）

(2) 提出方法

上記①②の書類を、1つのA4ファイルにまとめて調製したうえで、正本1部、副本10部、電子データ（資料はPDF形式とする）を船橋市保健福祉センター内の児童相談所

開設準備課まで持参若しくは郵便（書留等送達記録が残る方法に限る）にて提出すること。電子データは1枚のCD-R等にまとめて記録し、書類とともに提出すること。

(3) 提出期間

令和7年11月26日（水）17時必着とする。

ウ 面接審査（プレゼンテーション審査）

① 日程 令和7年12月8日（月）

② 場所 船橋市役所本庁舎内等を予定

※具体的な日時及び場所は後日通知

③ 出席者 1社5名以内（本業務の担当予定者を含む）。

④ 実施時間 プレゼンテーション40分以内 質疑応答20分以内。

（セッティング・撤去に係る時間は含まない。）

⑤ 貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクター・RGBケーブル・HDMIケーブルとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

1.1. 審査結果の通知及び公表について

- (1) 審査結果については、参加者全員に書面にて通知する。
- (2) 審査結果については、市ホームページに令和7年12月16日以降に特定した受託候補者及び次点を公表する。
- (3) 公表する項目は、参加業者名・採点結果（ただし、受託候補者及び次点以外の参加業者と採点結果は対応させない）とする。なお、参加業者が2者の場合にあっては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない。

1.2. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を令和7年11月26日（水）17時までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示されたときに提示する。

1.3. 注意点

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 応募に伴い、応募者はこの実施要領に記載する一切の事項を承諾したものとみなす。
- (4) 必要に応じ、書面内容等の確認のためヒアリングや書類の追加提出等を求める場合がある。
- (5) 参加事業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認め

られる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

- (6) 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様について協議により訂正・追加・削除を行い確定した後、見積合せを行う。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (7) 協議が整わなかった場合、もしくは受託候補者が契約を辞退した場合には、次点者と協議することがある。
- (8) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (9) 評価に係る問い合わせは一切受付けない。
- (10) 次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
 - ① 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 提案限度額を超えた見積を提出した場合
 - ④ 参加資格要件を満たしていない場合
 - ⑤ 特段の事情がなく、プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
 - ⑥ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
 - ⑦ その他評価委員会が不適格と認めた場合

14. 事務局

〒273-8506 船橋市北本町1丁目16番55号

船橋市こども家庭部児童相談所開設準備課（船橋市保健福祉センター内）

担当者 大塚・井澤

電話番号 047-409-2816

FAX番号 047-409-2817

Mail jidosodan@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、令和7年10月17日から施行する。

(失効日)

この要領は、契約締結をもって、その効力を失う。なお、受託候補者がいない場合は最終審査結果通知日をもって、その効力を失う。